

世田谷区国民健康保険条例の改正について

(付議の要旨)

世田谷区では、他の22特別区とともに、国民健康保険運営主体の都道府県化に備えて、国民健康保険料の算定方法を基準政令(国保法施行令)に近づけるため、平成26年度から29年度までの4年間で高額療養費等を保険料賦課総額に算入し、料率を算定することとし、保険料減額対象の拡大、賦課限度額を変更すること等と併せて国民健康保険条例を一部改正する。

1 主旨

世田谷区を含め特別区では、国民健康保険の保険料率算定方法について、国保運営主体の都道府県化等に対応するため高額療養費等(高額療養費及び高額介護合算療養費)の賦課総額算入に向けた協議を進め、都道府県化の目処である平成29年度までに段階的に高額療養費等を算入することとするロードマップ(工程表)を作成した。

世田谷区では、東京都への円滑な移管に備えるため、平成26年度より、このロードマップに基づいて算定した基準料率で国民健康保険料を算定することとし、保険料減額対象の拡大や賦課限度額の変更等と併せ、国民健康保険条例を一部改正する。

2 現状

現在、国民健康保険の運営主体は各区市町村であり、世田谷区を含めた特別区の国民健康保険料は、統一保険料方式を採り、毎年、特別区で翌年度の料率を算定し、各区議会の議決を経て、保険料率を定めている。

基準政令(国保法施行令)の規定では、保険料率の算定にあたっては、高額療養費等を保険料賦課総額に算入して料率を算定することとしており、東京都の市部でも多くの自治体がこの高額療養費等については、基準政令に基づいた取扱いをしている。

一方、特別区では、基準政令(国保法施行令)とは異なる独自の取扱いとして、保険料を抑えるため、高額療養費等を保険料賦課総額に算入せず、その分について、一般会計からの繰入れを行っている。

3 国民健康保険運営主体の都道府県化の流れとロードマップ

(1) 都道府県化の流れ

国の社会保障・税一体改革の中で、社会保障制度改革推進法(平成24年8月成立)に基づき設置された社会保障制度改革国民会議の報告書が昨年8月に取りまとめられ、国民健康保険の財政運営の責任を都道府県が担うことなどが提言された。この報告書を受け、昨年12月に社会保障制度改革の道筋を示したプログラム法(持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律)が成立した。

(2) プログラム法における都道府県化の規定

国民健康保険の都道府県化について、プログラム法では、国の財政支援の拡充を前提と

して、国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして、都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課及び徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策を講ずるものとする(第4条第7項第1号口)が定められ、このために必要な法案を平成27年通常国会に提出し、平成29年度までを目処に順次講ずること(第4条第8項)が記されている。

(3) 高額療養費等の保険料賦課総額算入に向けてのロードマップ

一般会計繰入金の圧縮と今後想定される国保運営主体の都道府県化に向けて特別区ではこのロードマップを作成し、高額療養費等の算入を図ることとした。

一般会計からの繰入れ状況

国保法施行令では、高額療養費等の1/2を保険料の賦課総額に算入するとしているが、これまで、特別区では保険料を抑えるため、高額療養費等(平成25年度保険料算定ベースで約300億円)を保険料賦課計算に算入せず、一般会計からの繰入をしてきた。この高額療養費等分を含めた法定外繰入金は24年度実績で約796億円(世田谷区の法定外繰入金は約51.4億円)となり、財政上の大きな課題となっている。

ロードマップ(工程表)の概要

特別区における一般会計からの繰入金の圧縮及び今後想定される国保運営主体の都道府県化に向けて、保険料賦課総額の算定方法を基準政令に近づけるため、平成29年度までの4年間で高額療養費等を保険料賦課総額に段階的に算入することとし、毎年度1/4ずつ算入していく。

ただし、ロードマップ実施については、今後の医療費の伸びや広域化のスケジュールを踏まえる必要があるため、毎年度の保険料率算定時に、保険料額や上昇率を勘案し、高額療養費等の算入額について確認することで柔軟に対応する。

4 条例改正の主な内容

(1) ロードマップを反映した保険料率算定

平成29年度までの4年間で政令の基準である高額療養費等の2分の1を賦課総額に算入するため、平成26年度は、その4分の1について賦課総額に算入して保険料率を算定する。

(2) 政令改正に基づく変更

政令改正に基づき、下記の2点を変更する。

保険料賦課限度額について、後期高齢者支援金分と介護納付金分で各2万円引き上げる。

保険料均等割額の5割軽減と2割軽減の対象世帯を拡大する。

5 今後のスケジュール(予定)

平成26年2月 第1回区議会定例会に世田谷区国民健康保険条例の一部改正を提案
平成26年4月 一部改正後の条例施行

参考 平成 26 年度保険料

保険料率

| | 基礎分（医療分） | | | 後期高齢者支援金分 | | |
|-------|----------|----------|-------|-----------|----------|-------|
| | 所得割率 | 均等割額 | 賦課限度額 | 所得割率 | 均等割額 | 賦課限度額 |
| 25 年度 | 6.02% | 30,600 円 | 51 万円 | 2.34% | 10,800 円 | 14 万円 |
| 26 年度 | 6.30% | 32,400 円 | 51 万円 | 2.17% | 10,800 円 | 16 万円 |

1 人あたり保険料(特別区)

| | 1 人あたり保険料 |
|-------|-----------|
| 25 年度 | 98,465 円 |
| 26 年度 | 103,103 円 |
| 差額 | + 4,638 円 |

差額(+ 4,638 円)の要因内訳

| 要因 | 増額 |
|--------------|---------|
| 医療費の増 | 2,293 円 |
| 後期高齢者支援金増 | 124 円 |
| 診療報酬改定(0.1%) | 106 円 |
| 高額療養費算入分 | 2,115 円 |

高額療養費等算入額

平成26年度の算入額については、ロードマップに基づき高額療養費等の賦課額（26年度見込み費用×1/2=約307億円）の1/4で約77億円として、基礎分の保険料率を算定し、料率改正する。

非課税世帯への減額措置相当分の取扱い

平成25年度から住民税非課税世帯への減額措置を実施しており、高額療養費等算入額約77億円には、26年度減額措置相当分約11億円を含んでいる。

世田谷区における国保会計への影響

世田谷区では平成 26 年度予算ベースで約 4.9 億円の保険料増収見込みとなり、同額の一般会計繰入金の減少となる。

世田谷区国保会計の推移

(単位：千円)

| | 歳出総額 | 歳入総額 | 歳入総額のうち 一般会計繰入金 | 一般会計繰入金の うち法定外分 |
|---------------------|------------|------------|--------------------|--------------------|
| 23 年度（決算額） | 76,220,196 | 77,978,183 | 6,987,848 | 3,591,661 |
| 24 年度（決算額） | 78,229,003 | 79,652,353 | 8,501,706 | 5,147,270 |
| 25 年度(当初+1・2次補正予算額) | 81,884,650 | 81,884,650 | 8,891,690 | 5,212,760 |
| 26 年度（当初予算額） | 82,038,273 | 82,038,273 | 8,408,609 | 4,758,403 |